

職員の給与や職員数などを公表します

本組合の「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与や職員数などを、次のとおり公表します。

給与の状況

職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、生計費、国やほかの地方公共団体の職員、民間事業の従事者の給与などを参考にして定められています。

また、給与の基本的な事項は、組合議会の議決を経て、「一般職の職員の給与に関する条例」「職員の退職手当に関する条例」などで定められています。

これらの条例に基づき支給される職員の給与の状況は、表のとおりです。

人件費の状況（令和5年度一般会計決算）					
住民基本台帳 組合行政人口 (6.3.31現在)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	実質収支	令和4年度の人件 費率(参考)
295,422人	2,352,440千円	274,203千円	11.66%	276,505千円	13.10%

※ 人件費には、特別職に支給される給料または報酬などを含みます。

職員給与費の状況（令和5年度一般会計決算）					
職員数(A)	給 与 費				1人当たりの 給与費(B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	合 計(B)	
39人(2人)	138,580千円	27,450千円	57,383千円	223,413千円	5,729千円

※ 職員手当には、退職手当を含みません。()内は、再任用短時間勤務職員数で職員数に含まれています。

平均給料月額・平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）		
一 般 職	平均給料月額	316,500円
	平均年齢	42歳6ヶ月

給料月額初任給の状況（令和6年4月1日現在）		
区 分	南河内環境事業組合	
	初 任 給	
一 般 職	大学卒	202,400円
	高校卒	170,900円

期末・勤勉手当の支給割合（令和6年4月1日現在）				
区 分	南河内環境事業組合		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月 期	1. 225月 (0. 6875月)	1. 025月 (0. 4875月)	1. 225月 (0. 6875月)	1. 025月 (0. 4875月)
	1. 225月 (0. 6875月)	1. 025月 (0. 4875月)	1. 225月 (0. 6875月)	1. 025月 (0. 4875月)
合 計	2. 45月 (1. 375月)	2. 05月 (0. 975月)	2. 45月 (1. 375月)	2. 05月 (0. 975月)
職制上の段階、職務の 等級による加算措置	有り		有り	

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

扶養・住居・通勤手当の月額（令和6年4月1日現在）

区分	南河内環境事業組合		国	
	扶養手当	◇扶養親族のある職員に対して下記区分により支給（月額） ・配偶者 6,500円※ ・扶養親族1人につき（子）10,000円 （その他） 6,500円※ ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算 ※一般職給料表8級以上職員等の場合、支給額は3,500円		◇扶養親族のある職員に対して下記区分により支給（月額） ・配偶者 6,500円※ ・扶養親族1人につき（子）10,000円 （その他） 6,500円※ ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算 ※行政職俸給表（一）8級相当職員等の場合、支給額は3,500円、行政職俸給表（一）9級相当以上職員等の場合は、支給しない。
住居手当	◇住居を賃借している職員に対して下記区分により支給（月額） ・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ・家賃が月額23,000円を超える場合（家賃-23,000円）×1/2+11,000円 ※支給限度額 27,000円		◇住居を賃借している職員に対して下記区分により支給（月額） ・家賃が月額27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ・家賃が月額27,000円を超える場合（家賃-27,000円）×1/2+11,000円 ※支給限度額 28,000円	
通勤手当	◇交通機関を利用して運賃等を負担している職員に対して支給（月額） ・運賃等相当額が月額55,000円まで全額支給 ※通用期間6ヶ月の定期券の価格を基礎として手当額を算出 ◇交通用具等を利用している職員に対して支給 2,000円～20,500円		◇交通機関を利用して運賃等を負担している職員に対して支給（月額） ・運賃等相当額が月額55,000円まで全額支給 ※通用期間6ヶ月の定期券の価格を基礎として手当額を算出 ◇交通用具等を利用している職員に対して支給 2,000円～31,600円	

退職手当の状況（令和6年4月1日現在）

区分	南河内環境事業組合		国		
	自己都合	早期・定年	自己都合	早期・定年	
支給率	勤続20年	19.67月	24.59月	19.67月	24.59月
	勤続25年	28.04月	33.27月	28.04月	33.27月
	勤続30年	34.74月	40.80月	34.74月	40.80月
	最高支給率	47.71月	47.71月	47.71月	47.71月
加算措置	・勤続年数20年以上の定年前早期退職者は退職年齢に応じ、退職手当額の2～45%を加算 ・退職前5年間の役職に応じた調整額		・勤続年数20年以上の定年前早期退職者は退職年齢に応じ、退職手当額の2～45%を加算 ・退職前5年間の役職に応じた調整額		

特別職の給料等の状況（令和6年4月1日現在）

区分	月額
給料	管理者 16,000円
	副管理者 15,000円
報酬	議長 15,000円
	副議長 14,000円
	議員 13,000円

職員数などの状況

職員数は、組合議会の議決を経て、「職員定数条例」で定められており、その範囲内で職員を配置しています。厳しい財政状況に対応するため、焼却炉運転維持業務の一部民間委託化により、職員数の抑制に努めています。

また、地方公務員法の規定に基づき、職務遂行能力の向上を図ることなどを目的として、毎年度職員研修を実施しています。

職員数などの状況は、表のとおりです。

部門別職員数および増減の状況（各年度4月1日現在）							
区 分		職員数 (単位:人)		5年度と6年度の比較			
一 般 職	部 門	5年度	6年度	増員数	減員数	差引	主な増減の理由
	事 務 局	1	1	0	0	0	
	総務企画課	7	6	0	1	△1	異動による減員
	第1清掃工場	12	12	0	0	0	
	第2清掃工場	10	10	0	0	0	
	資源再生センター	6	7	1	0	1	異動による増員
総 合 計		36	36	1	1	0	

※ 本表における「一般行政部門」は、実配置業務による分類です。

一般職の等級別職員数（令和6年4月1日現在）			
区分	標準的職務	職員数(人)	構成比(%)
1級	他の級に属さない職務	2	5.6
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	3	8.3
3級	副主任の職務	10	27.8
4級	係長の職務又は係長の職務に相当する職務	12	33.3
5級	課長代理の職務又は課長代理の職務に相当する職務	4	11.1
6級	課長の職務又は課長の職務に相当する職務	3	8.3
7級	次長の職務又は次長の職務に相当する職務	0	0
8級	局長の職務又は局長の職務に相当する職務	2	5.6
合 計		36	100

※ 組合給与条例に基づく給料表の等級区分による職員数です。標準的職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

勤務時間の状況（令和6年4月1日現在）			
一般職員 (日勤者)	月～金曜日(休日を除く) 勤務時間 9:00～17:30 (うち休憩時間 45分)	一般職員 (変則勤務者)	(1 直勤務時間) 9:00～21:10 (2 直勤務時間) 21:00～9:10 (うち休憩時間 60分)

育児休業等の状況（令和5年度）				
区分	育児休業関係			介護休暇 取得者数（人）
	育児休業 取得者数（人）	部分休業		
		うち両休業取得者数（人）	取得者数（人）	
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

分限・懲戒処分の状況（令和5年度）		
処分の種類		処分者数（人）
分限処分	免職	0
	休職	0
	降任	0
	降給	0
懲戒処分	免職	0
	停職	0
	減給	0
	戒告	0

研修の状況（令和5年度）		
名称・内容	講座数	受講者数
《組合単独集合研修》		
基本研修（技術研修、新規採用職員研修ほか）	—	—
《共同研修》		
中部地区ごみ焼却施設運営協議会主催研修	—	—
中部地区し尿処理施設運営協議会主催研修	—	—
大阪府下清掃施設長協議会主催研修	—	—
大阪府市町村一部事務組合連絡会主催研修	—	—
《派遣研修》		
マッセ OSAKA 主催研修	—	—
そのほか	6件	12人

退職管理の状況

該当者なし

福利厚生の状況

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の福利厚生を実施することが義務付けられています。本組合では、南河内環境事業組合職員福利厚生会において福利厚生事業を実施しています。

公平委員会の報告

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和5年度）

項目	件数
前年度から引き続き係属している事業	0
本年度中に提議された事業	0
本年度中に処理された事業	0
次年度に継続した事業	0

（根拠法令）

地方公務員法第46条、第48条

勤務条件に関する措置の要求に関する規則

(2) 不利益処分についての審査請求の状況（令和5年度）

項目	件数
前年度から引き続き係属している事業	0
本年度中に提議された事業	0
本年度中に処理された事業	0
次年度に継続した事業	0

（根拠法令）

地方公務員法第49条～第51条の2

不利益処分についての審査請求に関する規則